

令和7年度 目黒区ひきこもり支援推進事業委託業務詳細

1 履行機関

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 履行場所

福祉総合課指定場所

3 事業目的

生活困窮者自立支援法(生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱 平成27年7月27日付社援発第0727第2号厚生労働省・援護局長通知)に基づき、ひきこもり状態にある者に、自立の促進を図る支援を実施するため、ひきこもり支援推進事業を実施する。

4 委託内容

目黒区(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する業務は次のとおりとする。

(1) 「居場所」の開催

ア 目的(「居場所」のあり方)

以下の(ア)から(ウ)の条件を満たす「居場所」を開催することにより、ひきこもり当事者が家族以外の
人との安心できるつながりを築き、それぞれの自立のためのきっかけづくりを支援する。

(ア) ひきこもり当事者が、自分らしく、安心して過ごせる場所

(イ) 当事者同士の交流を通して、他者とつながれる場所(当事者会の開催を含む)

(ウ) 就労や自立などにつながる情報共有や、相談ができる場所(以下「相談コーナー」という。)

イ 内容

上記アの目的を達成するための居場所のプログラム企画、設営、受付、進行管理及び併設する「相談コーナー」における相談対応及び相談記録作成を含む一切の業務、その他円滑に「居場所」を運営するための一切の業務

ウ 開催日

令和7年4月から令和8年3月までの毎月第四火曜日または第四日曜日(各月交互) 全12回

エ 開催時間

午後1時30分から午後4時30分までとする。

ただし、午後1時から午後1時30分までは設営・準備、午後4時30分から午後5時までは振り返り及び後片付け等を行う。

オ 場所

目黒区総合庁舎他(使用不可の場合は、代替開催日または代替場所を甲と協議の上、決定すること。)

カ 対象者

ひきこもりに悩んでいる方(区外可)

キ 人員配置

(ア)居場所スタッフ(ひきこもり経験者若しくはその家族又はひきこもり支援経験者であること。)2名以上を毎回配置すること。うち1名は事務スタッフを兼ねること。

(イ)相談コーナー担当スタッフ(ひきこもりに関する相談対応経験者であること。)1名を毎回配置すること。

(ウ)ゲスト(ひきこもりに関する基本的な理解があること。受託事業者の職員又は関係者可)1名を年間6回以上配置すること。

(2) 相談会の開催支援

ア 目的

以下の(ア)から(エ)の条件を満たす相談会の開催することにより、ひきこもり当事者及び家族が、これまでをねぎらい、次の一歩に向けて歩いていけるためのきっかけとなるように支援する。

(ア)本人の気持ちの理解の仕方や、日々の関わり方のヒントを学ぶ

(イ)家族や本人が孤立せずに、相互支援・情報交換をして安心を得られる場所を紹介する

(ウ)家族や本人が、行政・支援機関等とつながるきっかけとなる

(エ)その他、家族や本人からの質問や不安に応じた対応を行う

イ 内容

甲で募集・予約受付した相談者の対応及び相談記録作成を含む一切の業務、その他円滑に事業を運営するための一切の業務を甲と協働して行う。

ウ 開催日

令和8年2月ごろの平日及び土日いずれかの2日間(日程については甲と協議すること。)

エ 開催時間

午前10時00分から午後4時00分までとする。

ただし、午前9時30分から午前10時00分までは打合せ及び開催準備を、午後4時00分から午後4時30分までは振り返り及び後片付け等を行う。(途中、休憩1時間を含む)

オ 場所

目黒区総合庁舎ほか(使用不可の場合は、代替開催日または代替場所を甲と協議の上、決定すること。)

カ 対象者

区内在住で、ひきこもり状態にあるご本人(義務教育終了後の15歳以上)またはそのご家族、支援者のかたなど。

キ 人員配置

相談スタッフ(ひきこもりに関する相談対応経験者であること。)1名を毎回配置すること

(3) 上記(1)(2)の実施を周知するためのチラシ作成

ア 形状

A4両面カラー((1)(2)共通)

イ 内容

委託内容(1):「居場所」(プログラム内容含む)の周知用(上半期及び下半期の年2回作成)

委託内容(2): 相談会周知・募集チラシ

ウ 数量

委託内容(1): 2,000部(各1,000部×年2回)

委託内容(2)：1,000部

エ 校正

各チラシ、1回以上（事前に誤字、脱字等の簡易な校正を乙で最低1回行うこと。）

オ 原稿

電子ファイルによる原稿を提出すること。

本契約の著作権及びデザイン等の著作権は区に帰属すること。（二次使用も含める）

カ 納入場所

福祉総合課指定場所

キ 納入期限

区と協議の上、決定すること。

5 留意事項

(1) 事業提供時に参加者及び相談者と接する際の留意事項

ア 乙は、ひきこもり当事者及び家族等相談者の置かれてきた状況、人間関係での傷つき、社会への不安感を理解し、それらを踏まえたうえで事業を提供すること。

イ 15歳以下及び65歳以上などのより適切な支援窓口が存在すると考えられる者が参加・相談を希望した場合も、乙は必要に応じて最低限の範囲で事情を聴取して柔軟に対応すること。また、今後の事業及び関係各課の連携改善の資料とするため、事案を甲に報告すること。

ウ 当事者及び家族等相談者が孤独を感じることをないよう、必要に応じてスタッフから声かけをすること。

エ 相談コーナーでは、明らかな相談業務以外でも、相談及びその他それらに類するものを行う場合（例：「居場所」における当事者と居場所スタッフの雑談内におけるアドバイス）については、相談業務と同等の対応及び情報の取扱いをすること。

オ 乙は、当事者及び家族等相談者に対して公的機関及びその委託先以外の団体を必要に応じて紹介する場合は、公正・中立性の確保に努め、その支援団体の信頼性・有効性について乙の責任において十分な注意を払うこと。ただし、即効性をうたう自立支援ビジネスを案内しないこと。

カ 当事者及び家族等相談者に緊急を要する支援が必要であると判断した場合は、乙は速やかに甲に連絡すること。

キ 乙は、ひきこもり経験者をスタッフとして従事させる場合、過度に負担とならないようにするなど必要な配慮をすること。

(2) その他契約上の留意事項

ア やむを得ない事情で仕様書の定める委託内容で開催できないと判明した場合は、事前に甲に連絡のうえ、協議すること。

イ 会場の使用手続き（付帯設備使用を含む）は原則、乙が行うこと。ただし、甲（担当課）により予約をすることで、より確実に会場の予約ができると見込まれる場合は、甲と協議のうえ、甲が予約を行うことができる。

ウ 不足する装飾・音響・機材等の一切の準備をすること。その際の運搬は乙が行うこと。

6 令和7年度における見込件数(延べ)

(1)「居場所」参加者総数

144名（一回あたり12名×12回）

- (2)「居場所」併設相談コーナー相談者数 48名(一回あたり 4名×12回)
(3)相談会相談者数 10組(一回あたり 5組×2回)

※件数は事業の複数利用となる場合を含む。

7 トラブルの未然防止と発生時の対応

- (1) 業務を遂行するうえでトラブルの未然防止を講じること。特に、居場所での当事者同士のトラブルが発生しないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 苦情対応等を含め、万が一事故・その他トラブルが発生した場合は、速やかにその対応と甲への報告を行うこと。
- (3) 事業実施に係る事故・その他トラブルについて、甲の責に帰するものを除いては、乙がその責任を負うものとする。

8 保険の加入

乙は、業務の実施に伴う事故や物損等に対応可能な損害賠償保険(往復を含む)に加入すること

9 再委託

本仕様書に記載の業務を行うに当たり、乙が止むを得ず第三者に再委託を行う場合は、事前に再委託内容・再委託先・理由等を書面に記載のうえ、甲に申請をし、承諾をされなければこれを行うことはできない。ただし、本契約を一括して再委託すること及び再々委託は禁止する。

また、再委託の乙は契約書、本仕様書、質問回答書等の内容を遵守し、全ての責任は本契約の乙等が負うものとする。

10 完了報告

上記4の委託内容(1)及び(2)の開催後、それぞれ14日以内に開催内容及び参加者数・属性等(別途、甲と協議のうえ、決定すること。)を記載した報告書と、相談者及び相談内容の記録を提出すること。

11 契約方法

単価契約

12 支払方法

- (1) 乙は、上記10の報告後、実績に応じ四半期ごとに、適法な支払請求書に基づき、請求する。
- (2) 事業終了後、乙は速やかに完了報告書を提出すること。甲は完了報告書受理後、乙の請求に基づき支払う。
- (3) 各業務に要する受注者の事務費、人件費、交通費、通信費(郵便の費用等)、印刷製本費、事務用消耗品類(コピー用紙を含む)、研修参加費等に関する経費は、乙の負担とする。

13 セキュリティの取扱い・個人情報保護について

本契約に係る機密情報の保護については、別添「機密情報の取扱いに関する特記仕様書」を参照すること。

14 公害対策関係

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

15 障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項

乙は、本契約の履行にあたり、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」(平成30年7月東京都条例第86号)を遵守し、区が定めた「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に準じた取扱いをすること。

※当該要領については、目黒区ホームページを参照すること。

16 基本的人権の尊重

乙は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

17 環境等への配慮

区立施設の敷地内は全面禁煙とし、本契約の履行に従事する従業員等に、この敷地内(施設管理者が喫煙を認めた場所を除く。)で喫煙させないこと。従業員休憩用に供した場所や敷地内に駐車した車両内等専ら従業員等のみの場所も同様とする。

なお、目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例(平成15年3月目黒区条例第10号)で、路上喫煙禁止区域内で路上喫煙をしてはならないこと及びそれ以外の公共の場所を歩行中(自転車等の運転中を含む。以下同じ。)に喫煙(火の付いたたばこを所持することを含む。)をしないよう努めるものと定めているので、本契約の履行に際し、従事する従業員等に、施設周辺の道路等公共の場所での喫煙を自粛させること。

18 法令等遵守

その他、当該業務に関連する法令(労働基準関係法令等)について遵守すること。

19 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙双方で協議すること。

20 担当

目黒区健康福祉部 福祉総合課

ふくしの相談係 小澤

電話 03-5722-9064 FAX 03-5722-9062

以 上